

令和 2 年

三重県議会定例会会議録

(6 月 8 日)
(第 14 号)

第14号
6月8日

令和 2 年

三重県議会定例会会議録

第 14 号

○令和 2 年 6 月 8 日（月曜日）

議事日程（第14号）

令和 2 年 6 月 8 日（月）午前10時開議

- 第 1 議案第103号から議案第120号まで並びに議提議案第 2 号
〔質疑、委員会付託〕

会 議 に 付 し た 事 件

- 日程第 1 議案第103号から議案第120号まで並びに議提議案第 2 号

会議に出欠席の議員氏名

出席議員 51名

1	番	川 口	円
2	番	喜 田	健 児
3	番	中 瀬	信 之
4	番	平 畑	武
5	番	石 垣	智 矢
6	番	小 林	貴 虎
7	番	山 本	佐知子
8	番	山 崎	博
9	番	中瀬古	初 美
10	番	廣	耕太郎
11	番	下 野	幸 助

12	番	田	中	智	也
13	番	藤	根	正	典
14	番	小	島	智	子
15	番	木	津	直	樹
16	番	田	中	祐	治
17	番	野	口		正
18	番	倉	本	崇	弘
19	番	野	村	保	夫
20	番	山	内	道	明
21	番	山	本	里	香
22	番	稻	森	稔	尚
23	番	濱	井	初	男
24	番	森	野	真	治
25	番	津	村		衛
26	番	杉	本	熊	野
27	番	藤	田	宜	三
28	番	稻	垣	昭	義
29	番	石	田	成	生
30	番	小	林	正	人
31	番	服	部	富	男
32	番	谷	川	孝	栄
33	番	東			豊
34	番	長	田	隆	尚
35	番	奥	野	英	介
36	番	村	林		聡
37	番	今	井	智	広
38	番	北	川	裕	之
39	番	日	沖	正	信

40	番	舟 橋	裕 幸
41	番	三 谷	哲 央
43	番	中 村	進 一
44	番	津 田	健 児
45	番	中 嶋	年 規
46	番	青 木	謙 順
47	番	中 森	博 文
48	番	前 野	和 美
49	番	館	直 人
50	番	山 本	教 和
51	番	西 場	信 行
52	番	中 川	正 美
(42)	番	欠	番)

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	湯 浅 真 子
書 記 (事務局次長)	畑 中 一 宝
書 記 (議事課長)	西 塔 裕 行
書 記 (企画法務課長)	枅 屋 武
書 記 (議事課課長補佐兼班長)	平 井 利 幸
書 記 (議事課班長)	中 西 健 司
書 記 (議事課主幹)	林 良 充

会議に出席した説明員の職氏名

知 事	鈴 木 英 敬
副 知 事	稲 垣 清 文
副 知 事	廣 田 恵 子
危機管理統括監	服 部 浩

防災対策部長	日 沖 正 人
戦略企画部長	福 永 和 伸
総 務 部 長	紀 平 勉
医療保健部長	加 太 竜 一
子ども・福祉部長	大 橋 範 秀
環境生活部長	岡 村 順 子
農林水産部長	前 田 茂 樹
雇用経済部長事務取扱	廣 田 恵 子
県土整備部長	水 野 宏 治
環境生活部廃棄物対策局長	安 井 晃
雇用経済部観光局長	河 口 瑞 子
県土整備部理事	真 弓 明 光
病院事業庁長	加 藤 和 浩
教 育 長	木 平 芳 定
公安委員会委員長	山 本 進
警 察 本 部 長	岡 素 彦

午前10時0分開議

開 議

○議長（日沖正信） ただいまから本日の会議を開きます。

諸 報 告

○議長（日沖正信） 日程に入るに先立ち、報告いたします。

さきに提出されました議案第105号について、地方公務員法第5条の規定により、人事委員会の意見を求めましたところ、お手元に配付の文書のとおり

り、意見が提出されましたので、御覧おき願います。

次に、6月3日を提出期限としていました請願はございませんでした。
なお、陳情の受付状況は、お手元に配付の一覧表のとおりであります。
以上で報告を終わります。

人委第 37 号

令和2年6月5日

三重県議会議長 様

三重県人事委員会委員長

地方公務員法第5条第2項の規定による条例案に対する意見につ
いて

令和2年6月3日付け三議第47号で求められました下記の議案に対する本委
員会の意見は別紙のとおりです。

記

議案第105号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案

別紙 1

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案に対す
る人事委員会の意見

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案は、職員が新型コ
ロonavirus感染症に対処するための業務に従事したときの試験防疫業務手当
の特例に関する規定を整備するものであり、適当と認めます。

質 疑

○議長（日沖正信） 日程第1、議案第103号から議案第120号まで並びに議定議案第2号を一括議題とし、これに関する質疑を行います。

通告がありますので、順次発言を許します。1番 川口 円議員。

〔1番 川口 円議員登壇・拍手〕

○1番（川口 円） おはようございます。

議長の許可をいただきましたので、発言させていただきます。

新政みえ、津市選出、川口円でございます。よろしく申し上げます。

それでは、発言通告どおり、議案第103号に関する質疑、2項目について質問させていただきます。

一つ目は、災害対応力強化事業についてであります。

市町の避難所における感染防止対策を支援することを目的に、県の備蓄として必要な資機材、マスク、消毒液、簡易トイレを購入するための費用1765万2000円を計上されています。

資機材の購入についての県の考え方とこの内訳、そして、新型コロナウイルス感染症が収束していない状況での発災時に、市町が設置する避難所に対し、感染防止対策を目的とした三重県が行う資機材のサポートについての考え方、また、市町との連携についてお伺いいたします。よろしく申し上げます。

〔日沖正人防災対策部長登壇〕

○防災対策部長（日沖正人） 災害対応力強化事業について、答弁申し上げます。

県では被災者が避難生活を維持する上で、必需品であります物資の調達につきまして、小売業者等と災害時における生活必需物資等の調達に関する協定を締結しておりまして、流通備蓄で対応しております。

避難所を運営するために必要な物資等については、市町で備蓄いただいておりますけれども、万が一、物資等が不足した場合には、県は流通備蓄によ

り市町の調達を支援することとしております。

新型コロナウイルス感染症の発生を受けて、災害発生時に安心して避難していただくためには、避難所での感染防止対策を強化する必要があります。

市町においては、避難所での感染防止に必要な物資についても、現物備蓄等で確保を進めていただいております。

県としましては、流通備蓄により、市町の避難所運営を支援することとしておりますが、急激な需要の増加などにより、物資を確保できない場合に備える必要もあると考えております。そのため、大規模災害時に不測の事態により、緊急物資を確保できなくなった場合に備えるという三重県備蓄・調達基本方針にございますセーフティネットの考え方を踏まえまして、その際に想定している対象の被災者数であります約3万8000人分のマスク、消毒液、簡易トイレを現物で備蓄し、市町の避難所における感染防止対策に対する支援を強化していくこととしたいと考えております。併せて、市町の防災・減災対策を支援いたします地域減災力強化推進補助金の対象品目に、今年度新たにマスクや消毒液等を加えるとともに、県民の皆さんに避難所に避難する際には、マスク等を持参していただくことなどの適切な避難に向けた啓発も行っておるところでございます。

県としましては引き続き、市町の意見等も伺いながら、必要な支援を行うとともに、市町と連携協力し、避難所における感染防止対策を進めてまいります。

〔1番 川口 円議員登壇〕

○1番（川口 円） 御答弁ありがとうございます。

まず、国から5月下旬に、独立行政法人、また民間団体等が所有する研修所、宿泊施設等の活用についてという通達ですかね、こういうのも、県、または市町に出されていると思います。

そして、ホテル・旅館等の活用に向けた準備についてということも、通達が出されていると思います。現状の避難所の市町の設置状況プラスアルファという形になってきますので、果たして、ここが増えた場合に、きちんと連

携を取っていけるのかというところが、一つ、県民の皆様が心配になられるところかなと思います。しっかりと連携していただいて、想定外を想定内で収めるというのが、行政の方々力が添えいただかなあかん部分だと思っておりますので、想定外のことを想定内に収めるために、皆さんが想像力を持って、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

また地震が多発しておる中で、県民の皆さんも非常に心配されておるところでございますので、いつ何どき、何が起こっても対応できるように、しっかりと準備を十二分に行っていただきますように、重ねてお願いいたします。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

新たな時代の地産地消・食育推進事業についてお伺いします。

感染拡大の影響を受けている県産牛や養殖マダイなどを学校給食に提供することで、生産現場への関心、理解を高めるとともに、滞留している食材の解消を図るため、8億8688万2000円が計上されています。

提供を予定している食材の内訳、どういう物をどの程度予定しているのか、滞留している食材の解消を、この予算を使うことでどの程度図れるのか、また、畜水産事業者の経営安定化をどの程度図れるのかをお聞きいたします。よろしく申し上げます。

〔前田茂樹農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（前田茂樹） それでは、学校給食への県産の畜あるいは水産物の提供についてということでございますけれども、本事業は国の国産農林水産物等販売促進緊急対策事業を活用することとしておりまして、学校給食への対象品目につきましては、実施要領で定められております。

本県においては畜産物では、牛肉、熊野地鶏、それから水産物では、マダイ、マグロ類、ブリ類等が対象となっています。なお水産物では、このほか、前年同月比で出荷量等が2割以上減少した品目も対象とすることが可能となっております。

学校給食への各品目の提供量は、各市町へ正式な希望数量等を予算成立後に照会するため、現時点ではあくまで積算上の想定数量となりますが、例え

ば、県産牛肉では1回当たり100グラムを3回提供することとして、約45トン、熊野地鶏については年間150グラムを上限に、複数回提供した場合約15トン、水産物では1回当たり100グラムを10回提供することとして、マダイ、マグロ、ブリの3種合わせて約149トンが提供可能となっています。

事業の実施による滞留している畜水産物の在庫解消効果につきましては、県産牛肉の場合、新型コロナウイルス感染症の影響により積み上がった5月末時点の在庫分のほぼ全量を、熊野地鶏については、4月の売上実績の減少の影響を見込んだ来年3月までの在庫増加分を解消するための予算額を計上しております。

また、マダイの場合、通常時に比べ、現在約25万尾が在庫として滞留している状況であり、本事業の実施により、在庫のおおむね半分となる約12万尾の在庫解消効果を見込んでおり、これらの取組によりまして、畜水産事業者の経営の継続、安定化に大きく寄与するものと考えております。

今後は、教育委員会や各市町とも連携しながら、できる限り早期に学校給食へ三重が誇るすばらしい食材を提供できるよう準備を進めてまいります。

さらに、厳しい状況に置かれている畜水産事業者の経営の安定化に向けまして、引き続き、県内量販店や通販サイトでの販売促進活動などに取り組んでまいります。

〔1番 川口 円議員登壇〕

○1番（川口 円） ありがとうございます。

本当に、あらゆるところに影響があつて、今、県が進めていただいております新たな時代の地産地消・食育推進事業についても、まだまだ、品種的には少ない状況かなと思います。この食材以外でも、非常に困ってみえるところもございますので、もう少し視野を広げていただいて、多くの方を助けていただくようお願いいたします。ぜひ、明日、収入がゼロになったらどうするのか、こういうことを皆さんで考えていただいて、そこをしっかりとベースに物事を考えて、組立てていただきたいと思います。収入がほとんどない方、大幅に減少してみえる方、こういう方が本当に多く困ってみえるという現状

がありますので、ここは、知恵を出していただいて、みんなで知事が言われるオール三重でしっかりと底支えをする、こういう思いで、我々も一生懸命頑張って協力させていただきたいと思っておりますので、ぜひ、皆様におかれましては、しっかりと現場を見ていただいて、そして、スピーディーに行動を取っていただきますように、重ねてお願いを申し上げ、質問を終わらせていただきます。よろしくお願ひします。ありがとうございました。（拍手）

○議長（日沖正信） 21番 山本里香議員。

〔21番 山本里香議員登壇・拍手〕

○21番（山本里香） 四日市市選出、日本共産党の山本里香でございます。

議長のお許しをいただきましたので、議案第104号三重県主要農作物種子条例、上程されておりますこの種子条例について、質疑をいたします。

2年前になります2018年、種子法廃止によって、三重県主要農作物種子のは場審査等に関する条例を廃止するものの、要求に応じて、要綱をつくって2年過ぎてまいりました。

種子法の復活を求める活動や、県独自の条例制定を求める動きが活発に行われて、三重県でも今議会での提案となっています。地方自治の力を発揮して、種子法に代わる条例を定めて、豊かな農と食、健康と安心できる未来を見守る意気込みがあることをまずは歓迎し、応援したい思いで質疑をいたします。

全体を通して、種子法の再現だということで伺っております。

知事による指定種子団体の指定、指導、助言、措置、指定取消、あるいは採種計画の策定、原種、原々種の生産、在来種の維持、財政上の措置などを規定しております。農を取り巻く社会情勢が変化しておりますので、ここでお聞きいたします。

一つは、第7条、第8条の指定種子団体とはどのようなものを、想定していらっしゃるのでしょうか。そして、その指定、指導、助言、措置、指定取消の在り方です。これまでも、取り組んでみえたとは思いますが、今後、このことで何か変わっていくことがあるのでしょうか。これが一つ目です。

もう一つは、第15条の品種の開発についてです。

民間事業者と連携して、品種の開発に努めるとあります。

連携という表現のニュアンスも気になるところですが、民間事業者とは具体的にどのようなものか、連携して開発に努めるとは、具体的にどのような形なのかということをお伺いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

〔前田茂樹農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（前田茂樹） それでは、主要農作物種子条例案に関しまして2点、御質問をいただきましたので、順次お答えさせていただきます。

まず、指定種子団体について、でございますけれども、主要農作物である米、麦、大豆につきましては、優良種子を農業者に安定的に供給し、品質や生産の安定化を図ることが大変重要であると考えておまして、このため、県内における種子の需要量を取りまとめ、種子の生産を種子生産者に委託するなど、種子の需給バランスを図るとともに、異なる品種の混入など、万が一の事故処理や、災害補償等を適正に行える団体が必要であるということから、今回条例案で新たに指定種子団体の指定について、規定を設けたところでございます。

こうした業務を行う指定種子団体の指定に際しては、今回、指定要領などを定めることとしておまして、具体的には特定の農業者などに配慮することなく、種子生産者や種子を供給する農業者などに対して、公正、公平性を確保できること。体制の整備など、安定的に業務を継続できることなどの観点から審査し、的確に業務が実施できる団体を指定していきたいと考えてございます。

また、指定種子団体に対しまして、毎年度、期首、期末に業務の実施状況の確認を行うとともに、定期的に進捗状況を聞き取るなど、優良種子が安定的に供給されるよう適切に指導してまいります。

なお、団体が適正かつ確実に業務を実施していないと判断した場合には、指導や助言、改善命令などを行い、業務の適正化を図ってまいります。

次に、民間事業者等と連携した品種の開発でございますけれども、本県に

おけます主要農作物の競争力を強化していくためには、消費者や実需者の多様なニーズに対応できる商品作りに向けた品種の開発が重要です。

県では、これまでも需要に対応した米の品種として、学校給食などに活用できます、みえのえみや、寿司米やおにぎりなどに向く、結びの神などを開発し、生産や販売の拡大に取り組んできたところです。

また、最近では、飲食店を多店舗で展開する民間事業者などと連携した品種開発にも取り組んでおり、令和元年度には外食業務用に適した新品種であります、みのりの郷を開発し、生産の拡大を図っておるところでございます。

今後も引き続き、生産コストの低減、単位面積当たりの収量の向上、消費者や実需者ニーズへの対応などのポイントを踏まえつつ、農業研究所に整備しました1年間に米が3回栽培できる世代促進温室なども活用しながら、スピード感を持って民間事業者等と連携した新たな品種開発に取り組んでまいりたいと考えております。

〔21番 山本里香議員登壇〕

○21番（山本里香） ありがとうございます。

今、お話をいただいて、指定種子団体について、指定という形を取ることににはなるけれども、これまで進めてきた、指導の在り方や、そういったことについては、きっちりとこのまま保持してやっていくというお答えだったと思いますし、それから、民間事業者との連携という意味では、これまでも、民間事業者との連携はあった、この連携というのは、一緒になってやっていくということだと、情報共有などということが今回も明記はされておりますが、それが、これまでと大きく変わることはないというお答えだと解釈してもよいのだと。今、うなずいてみえるので、そうだと思います。この指定という考え方、これまでも様々ほかのことでも、団体指定というのがありますけれども、事業の中で、なかなか指定を一旦してしまうと、指導というのが難しい状況も、ほかには見られます。農政においてそれが今まで問題があったと私は思いませんけれども、なので、こういうような中で、きっちりと県が主体となって、県がこれはもう仕事としてやるということですので、これ

が明記されているということで、きっちりと進めていただきたいと思います。

それと、民間事業者ということで、民間が全て悪いとは私も思っておりませんし、民間事業者と一緒に、これまで、効果も成果も上げてみえたということは重々理解しております。

ただ、今、心配されておりますことが幾つかあります。

米の問題、大豆の問題、麦の問題というのは主食でありますので、農業問題である、大きな問題でありますけれども、口にする消費者の問題であります。パブリックコメントの募集、応募では、443件の意見が寄せられて、関心の高さを示していたと思います。

県内でも市民の皆さんが、この間、種子法廃止以降、学習会なども開かれていると存じておりますので、その中で、やっぱり食の安全、米の安全、麦の安全ということが大きく、今回、パブリックコメントでも取り上げられておりました。本条例の目的第1条に、消費者への安全・安心な食料提供に寄与と明確にうたってあるということが、とても心強いのですけれども、しかし第5条には、種苗法による指定種苗の生産等の基準遵守と優良種子の安定生産という文言が出ております。今、先延ばしにはなりましたけれども、国会で種苗法の問題が、その種苗法の在り方からも影響を受けることがあるのではないかなという危惧もある中で、農業全体のグローバル化という中、民間企業ということの連携の中で、外資が入り込んでくるのではないかと、それによって、農業者も、そして消費者も打撃を受けるのではないかと不安が幾つか語られておりますし、社会的にそんな声が上がっております。この条例をつくることの、直接的なことではないかもしれないのですが、でも関連はしていると思うのですが、農業全体のグローバル化の流れが厳然とある中で、米、麦、大豆についても、外資産業の参入や、遺伝子組換え種子の普及などの不安に対する、県の考え方を、この種子条例に絡めてお答えいただきたいと思います。

〔前田茂樹農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（前田茂樹） 今回のパブリックコメントで寄せられました県

民の皆さんからの不安の声に対する県の考え方ということで、お答えさせていただきたいと思いますが、この条例案につきましては、素案の段階で、令和元年12月20日から令和2年1月20日までパブリックコメントを実施させていただきました。県民の皆さんから443件の御意見をいただいています。

その中には、外資系企業による種子の独占、あるいは遺伝子組換え作物に関する御意見が71件含まれておりました。

遺伝子組換え作物に関しましては、遺伝子組換え規制法によりまして、自然界における生物多様性、生態系などへの影響、それから食品衛生法などによって、食品としての安全性などを、それぞれ科学的に評価した上で、国内利用が承認されるということになっておりまして、みだりに栽培されないよう厳しく規制されております。

また、本条例に基づく、県内で普及すべき品種であります奨励品種の決定に際しましては、消費者や生産者のニーズを十分に踏まえて品種を選定することや、指定種子団体への指導等を通じて、パブリックコメント等で寄せられた不安の声に対して、県としても丁寧にしっかりと対応してまいりたいと思います。

今回の条例につきましては、県議会からの御指摘、あるいは団体からの要望等も踏まえまして、種子生産に対する県の責務も位置づけて制定するものでございまして、生産者の皆さんの不安の払拭、あるいは消費者の皆さんの不安の払拭に向けまして、適正な運用に努めてまいりたいと考えてございます。

〔21番 山本里香議員登壇〕

〇21番（山本里香） お答えいただきましてありがとうございます。

遺伝子組換えについては、法でもって担保されている部分があるので、そのことについては安心してくださいというお答えだったと思います。心配は尽きないわけですが、三重県がつくる種子条例によっては、きちんと県の責務を明確にして対応していくと、胸を張って言うていらっしやると思います。再度、確認したいのは、今までも連携してきた民間事業者という中

に、あえて、この海外の事業者の参入などはありませんというようなことを、この場で、今うなずいてみえるというのを確認させていただいたということによろしいでしょうか。そして、この1952年に制定された、前回の主要農作物種子法というのは、戦中から戦後にかけての食糧難の時代に、二度と国民を飢えさせない、食料を確保するためには種子が大事という、そういう意思を表した、もちろん農家に対することもあるけれども、国民の食料安全保障の根幹をなすものとして、これは今までずっとあったものであります、なくなりましたが。そして、命の要である米、麦、大豆など主要食糧の源である種は、よいものを安く提供する。それは、民間に任せるのではなくて、国が責任を持つ必要があるとして、国がお金を出して、そして都道府県がいい種を開発して、農家に安く提供することを目的にされてきたものです。この理念をしっかりと県条例につなげていただけるものと、今日の答弁の中では確信を一步持たせていただきました。

ただ、規制改革推進会議からの様々な流れの中で、農業競争力強化支援法などがありますので、県民の不安は大変あります。この条例を策定していくとともに、今後、運用面でしっかりとなされていくことを、期待いたしまして、質疑を終わらせていただきます。

種子法の理念を守っていこうという一定の思いは確認できました。ありがとうございます。（拍手）

○議長（日沖正信） 22番 稲森稔尚議員。

〔22番 稲森稔尚議員登壇・拍手〕

○22番（稲森稔尚） 伊賀市選出、草の根運動いがの稲森稔尚です。

議案第103号令和2年度三重県一般会計補正予算（第4号）に対する質疑ということで、雇用経済部関係の中小企業金融対策事業費及び経営向上支援新型コロナウイルス危機対応補助金の考え方について、伺っていきたく思います。

最近の新型コロナウイルス感染症の中小企業や小規模事業者に対する影響ですけれども、東京商工リサーチが、6月5日に発表しました負債総額1000万円以上が対象の新型コロナウイルス関連破綻状況によると、全国で219件

に達し、4月以降高水準で推移し、業種別では宿泊業、飲食業が34件で並び、アパレル関連が27件で、個人消費関連が上位に並んでいます。東京商工リサーチでは、人手不足や消費税増税の影響を受けていることも併せて、資金繰り支援も企業に届き始めてはいるが、経営体力が限界に近づいた中小零細企業は、資金調達との戦いが続いているとしています。

また、全国商工会連合会も5月26日に発表した、4月末時点の全国300の商工会の経営指導員を対象にした小規模企業景気動向調査でも、緊急事態宣言を受け、先月に比べさらに悪化し悲壮感漂うと、サービス業、小売業、製造業、建設業の厳しさを指摘し、特にサービス業については、リーマンショック時を超え、最悪の水準となったと指摘しています。

まず、今回の補正予算案のうち、中小企業金融対策事業費及び経営向上支援新型コロナ危機対応補助金については、増額されるということですが、これまでの融資制度や補助金は迅速に届いているのか、県内の中小企業・小規模事業者にどのように役立ち、事業継続につながってきたのか、その成果と実績について伺いたいと思います。

〔廣田恵子雇用経済部長事務取扱登壇〕

○雇用経済部長事務取扱（廣田恵子） 中小企業金融対策事業費及び景気向上支援新型コロナ危機対応補助金の実績、それから事業の効果についてのお尋ねでございます。

三重県では、新型コロナウイルス感染症による県内経済への影響を最小限にするため、県内経済界や金融機関で構成する緊急経済会合を開催し、こうした機関に寄せられている、事業者にとって、今、どのような対応策が必要なのかなどの声や、意見をお聞きしております。

3月の会合では、資金繰り支援の強化や融資ではない形の資金支援を求める声を、4月の会合では、借入れ負担のより一層の軽減や補助金などの資金支援について、スピード感を持った対応を求める意見を多くいただきました。

このため、まず、資金繰り支援として、事業者負担を軽減するため、セーフティネット資金、リフレッシュ資金の保証料補助を上乗せし、据置期間を

延長するとともに、融資枠を大幅に拡大いたしました。

さらに、保証料ゼロ、当初3年間実質無利子化など、利用者負担を最大限軽減した新型コロナウイルス感染症対応資金を創設し、過去最大となる2000億円の融資枠を確保するなど、一層の金融支援策を追加いたしました。

この結果、新型コロナウイルス感染症関連の融資制度の実績は、6月5日時点で3634件、874億7617万7000円が、三重県信用保証協会において保証承諾され、多くの事業者の事業継続に必要な運転資金として、役立てられております。

また、融資ではない形の資金支援として、あらゆる業者を対象に、売上げ減少に直面している中小企業・小規模企業の経営向上のための取組を支援する三重県経営向上支援新型コロナ危機対応補助金を創設し、これまで2回の公募を行いました。

第1回の公募では、交付決定をした320業者のうち、概算払いを希望する事業者に対して、4月中に入金を開始し、6月8日現在135件、8106万7000円を入金いたしました。

第2回公募は、5月29日に締め切ったところ、1103件の申請がありました。この補助金は、概算払いにも速やかに対応していることから、事業者の方からは、すぐに資金が手元に届き助かったといった声や、商工団体から、新しい生活様式への対応に取り組む事業者が大幅に増加したといった声をいただいております。

[22番 稲森稔尚議員登壇]

○22番（稲森稔尚） これまで、3回ですかね、緊急経済会合を開いていただいて、三重県の経済の状況をつかんできたということですが、県内の中小企業や小規模事業者を取り巻く経営環境ですとか、雇用情勢をしっかりと把握して、分析して、そして見通しを持っていくということが大切だと思っています。

県として、その実態を具体的に、どういうふうに把握して、分析した上で、今回の補正予算の増額に至ったかということ、もう少しお聞かせいただき

たいと思います。

〔廣田恵子雇用経済部長事務取扱登壇〕

○雇用経済部長事務取扱（廣田恵子） 県内企業の現状に対する認識でございますけれども、1月の段階から、中小企業者等向け経営相談窓口にいろいろ相談を受けまして、その中で、売上げの激減、それから影響の長期化による資金繰りの不安、融資制度や給付金、補助金の活用などについて相談がございました。

6月4日時点で685件の相談がございまして、それに丁寧に対応させていただいております。

それから、県内市町や関係団体を通じた聞き取り調査も行っておりまして、5月29日時点で、8151件の相談報告があり、宿泊客のキャンセルや予約の減少による売上げの減、工期や納期の延長による資金繰り難などについて報告を得ております。

それから、県内の主に製造業121社を対象にした聞き取り調査も行われまして、回答のあった92社のうち、66社、71.7%の企業が、原材料の調達遅延や受注減など、操業に直接影響があると回答しており、調査する度にその割合は高くなっております。

また、労働関係でございしますが、労働相談窓口には、非正規社員の休業等に関する相談がございまして、これまで感染症に関する317件の相談がありました。

それから、5月26日には、第3回の緊急経済会合を開催しまして、その中では、これまで実施してきた強力な資金繰り支援の継続、それから事業者の感染防止対策への取組、テレワークなどに対応するための資金支援の予算を増額して、一層拡充してほしいという声をお聞きしております。

これらの声を、聞きながら、今回増額に踏み切ったところでございます。

〔22番 稲森稔尚議員登壇〕

○22番（稲森稔尚） 分かりました。

県内の事業者にしっかりと資金が届いて、新型コロナウイルス感染症に当

面する危機を乗り越えていくということが大切だと思っています。

それから、もう一つは、この新型コロナウイルス感染症によって、前倒しを迫られている課題はたくさんあると思います。先ほども少しありましたが、働き方の見直しや、事業をオンライン化していくことなど、こういう変化を捉えて、適用していくことを積極的に支援していくということも求められていると思います。

新型コロナウイルス感染症とともに共存し、さらにその先の持続可能な、地域を見据えていく上でも欠かせないことだと思います。そのような視点も含めて、知事が先日発表した、感染防止と社会経済活動の両立を目指したみえモデルにおいて、今回の補正予算はどのような位置づけにあるのか。目の前にある、対策をつなぎ合わせるというだけではいけないので、その辺の知事の思いを伺いたいと思います。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 今回の経済対策の思いというか、考え方でありますけれども、まさに今、稲森議員がおっしゃっていただいたとおり、これからの経済対策に必要なことは、感染症の収束と経済回復の両立で、これからやらなければならないことを少し前倒しでやるということも視野に入れてということですので、まさに先ほど御質問いただきました、中小企業金融対策事業費、あるいは経営向上支援新型コロナ危機対応補助金は、まさにそういう新しいこと、特にコロナ補助金のほうは、こういうテレワークのことをやってみたいとか、新しい生活様式のこういうことに対応したいということを出していただいた上で、幅広い事業費に充てられるということですので、まさに稲森議員がおっしゃっていただいた、後にやらなければならないことだったけれども、それも前倒しも含めて、感染症収束と経済回復の両立、そういうのを目指す対策にしていると思っています。

一方で、それをやるには、そもそもの経営状態をしっかりと、基盤を強くしていく必要があるということですので、今回のような融資制度をはじめ、多くのバラエティー豊かな、いろんな支援策を講じることで、経営基盤自体

を強くしていただくということも考えておる、そんな経済対策であります。

〔22番 稲森稔尚議員登壇〕

○22番（稲森稔尚） ありがとうございます。

最後に、少し要望だけして終わりたいと思いますが、事業者と言っても、中小企業と言っても、いろんな、大きいところから、個人でやっているようなところから、あるいはここで言えないような経営も苦慮されながらやっているような方も、随分おられると思いました。

危機対応補助金ですけれども、これまで経営向上計画を策定してこなかったところも、しっかり挑戦ができるように、ハードルを見直していただいたり、あるいは募集期間を考えていただいたり、必要なサポートをしっかりしていただきたいなと思っています。

それから、引き続いて、経営や雇用の実態をしっかりつかんで分析しながら、スピード感のある、そして大胆な対策を引き続き立てていただきたいということ、このことをお願いして、議案質疑を終わりたいと思います。ありがとうございました。（拍手）

○議長（日沖正信） 以上で、議案第103号から議案第120号まで並びに議提議案第2号に関する質疑を終了いたします。

議 案 付 託

○議長（日沖正信） お諮りいたします。ただいま議題となっております、議案第103号から議案第120号まで並びに議提議案第2号は、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日沖正信） 御異議なしと認めます。よって、本件は、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

議 案 付 託 表

環境生活農林水産常任委員会

議案番号	件 名
1 0 4	三重県主要農作物種子条例案
1 1 0	三重県環境学習情報センター条例の一部を改正する条例案
1 1 1	三重県交通安全研修センター条例の一部を改正する条例案
1 1 9	調停の合意について

防災県土整備企業常任委員会

議案番号	件 名
1 1 3	工事請負契約の変更について（一般県道香良洲公園島貫線（香良洲橋）橋梁耐震対策（橋梁上部工）工事）
1 1 4	工事請負契約の変更について（一般県道信楽上野線（新服部橋）橋梁耐震対策（橋梁上部工）工事）
1 1 8	県道の路線廃止について

教育警察常任委員会

議案番号	件 名
1 1 5	財産の取得について
1 1 6	財産の取得について
1 1 7	財産の取得について
1 2 0	損害賠償の額の決定及び和解について

予算決算常任委員会

議案番号	件名
103	令和2年度三重県一般会計補正予算（第4号）
105	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案
106	三重県家畜保健衛生所手数料条例の一部を改正する条例案
107	三重県県税条例の一部を改正する条例案
108	三重県地方活力向上地域における県税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例案
109	みえこどもの城条例の一部を改正する条例案
112	三重県病院事業条例の一部を改正する条例案
議提2	三重県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例案

先議議案の審査期限

○議長（日沖正信） この際、お諮りいたします。議案第103号は先議いたしたいので、会議規則第36条第1項の規定により、明9日までに審査を終えるよう期限をつけることといたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日沖正信） 御異議なしと認め、そのように決定いたしました。これをもって本日の日程は終了いたしました。

休 会

○議長（日沖正信） お諮りいたします。明9日は休会といたしたいと存じますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日沖正信） 御異議なしと認め、明9日は休会とすることに決定いた

しました。

6月10日は定刻より、県政に対する質問を行います。

散 会

○議長（日沖正信） 本日はこれをもって散会いたします。
午前10時43分散会